

健康保険被扶養者 資格確認 実施要領

1. 目 的

健康保険法施行規則第 50 条第 1 項並びに厚生労働省通知に基づき、健康保険組合の被扶養者資格確認を行い、保険給付等の適正化を目的とします。

2. 確認基準日 令和 7 年 8 月 1 日

3. 対象者

上記確認基準日時点において、ジェイテクト健康保険組合の被扶養者で、次の①及び②に掲げるものを除く、全ての者が対象者となります。

- ① 本年 7 月 1 日以降に被扶養者認定を受けた者
- ② 本年 4 月 1 日において 18 歳未満の者

4. 事前確認 (日程：令和 7 年 8 月 1 日～8 月下旬) ※健康保険組合で実施

被扶養者資格確認にあたり、「令和 7 年度所得証明書 (令和 6 年分の所得を証明するもの)」、「年金振込通知書等の写」、「世帯全員の住民票」については、個人番号を利用した住民基本台帳ネットワーク、市区町村、日本年金機構等との情報連携により、健康保険組合にて情報を取得し確認します。ただし、情報連携で所得証明書等が取得できなかった場合又は、取得した所得証明書等では生計維持関係が確認できない場合は、別途必要書類の提出をお願いいたします。

【情報連携にて所得証明書が取得できない事例】

- ・健康保険組合で登録している住所と令和 7 年 1 月 1 日時点の住所が異なる場合
- ・地域行政における対応の未了、不備 (申告の全項目の未対応等) など

5. 事前確認後 (日程：令和 7 年 9 月中旬迄)

情報連携にて判明した「確認のために書類が必要な者」に対して「健康保険被扶養者資格確認調書」を送付いたします。

また、被扶養者として認定できない者は、「健康保険被扶養者資格確認結果について (結果通知書)」を送付いたします。つきましては以下の要領に従い、必要に応じ「被扶養者資格確認調書」の提出をお願いします。また、被扶養者として認定できない者については、「健康保険被扶養者異動届【減員】の提出が必要な者」を参考に提出をお願いします。

- ・情報連携において被扶養者資格の確認ができた方
「被扶養者資格確認調書」の送付はありません。今年度の調査において何らかの対応を求めるものではありません。

(裏面に続く)

・書類が必要な方

「被扶養者資格確認調書」に記載の内容に誤りがないか確認いただき（訂正箇所がある場合は訂正箇所を赤字で訂正）、被保険者氏名の押印欄に押印のうえ、対象者の状況に応じて、下表の必要な書類を添付いただき提出をお願いします。

対象者の状況	添付書類
情報連携にて所得証明書が取得できなかった方	①
事業・不動産等の収入がある方	②
年金収入がある方（老齢厚生年金、障害年金、遺族年金、個人年金など）	③
被保険者と別居の方（配偶者・子を除く）	④

【添付書類の種類】

- ① 各市区町村が発行する「令和 7 年度所得証明書(令和 6 年分の所得を証明するもの。所得が無い場合所得証明書が発行されない場合は「非課税証明書」)」※コピー可
- ② 「令和 6 年分の所得税の確定申告書の写し(収支内訳書・損益計算書の頁も含む)」
- ③ 令和 7 年 6 月以降に発行された年金振込通知書の写しまたは年金額改定通知書の写し
- ④ 直近 6 か月分の仕送りが証明できる書類
(被扶養者の生活実態が確認できる金融機関口座の通帳の写し)

○健康保険被扶養者異動届【減員】の提出が必要な者

年間収入（公的年金を含む）が 130 万円以上（60 歳以上又は概ね障害厚生年金を受けられる程度の障害者は 180 万円以上）の方は、被扶養者として認定されません。これらに該当する方は健康保険被扶養者異動届【減員】の提出をお願いします。

6. 提出期限

「被扶養者資格確認調書」「必要な添付書類」の提出期限を令和 7 年 9 月 19 日(金)とします。

7. 注意事項 ～事業所でご担当いただく皆様へ～

- ① 被保険者から提出された確認書類（被扶養者資格確認調書）をとりまとめ、事業主より健康保険組合へ提出するものとします。
- ② ご依頼するこれら書類は被扶養者の認定手続きに必要です。未提出の場合には、期日を定め被扶養者の保険証を返却いただくこととなりますのでご注意ください。

以 上

※根拠条文等

○健康保険法施行規則第 50 条

- 1 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

○厚生労働省保険局長通知保発第 1029004 号

- 1 被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること。

○厚生労働省保険局保険課長通知保発第 1029005 号

- 1 被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。